

## 議第32号

京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例の一部を改正する条例の  
制定について

京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例の一部を改正する条例を次のよう  
に制定する。

平成26年 2月14日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例の一部を改正する条例  
京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例の一部を次のように改正する。

別表第3 無鄰菴の項中「400」を「410」に改める。

別表第4 使用料の欄中「3,000円」を「3,080円」に, 「3,500円」を「3,600  
円」に, 「5,000円」を「5,140円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は, 平成26年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については, なお従前の例に  
よる。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い, 入場料及び使用料の適正化を  
図る必要があるので提案する。